

## 男性の育児休業取得事例紹介動画制作委託業務 仕様書

### 1 委託業務名

男性の育児休業取得事例紹介動画制作委託業務

### 2 目的

男性の育児休業取得事例を有する優良企業の取組を事例紹介動画として制作し、広く周知することにより、育児休業取得事例のない企業の従業員に育児休業取得を促し、県内における男性の育児休業取得率の向上に繋げる。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

### 4 業務の概要

#### (1) 動画制作（撮影・編集）

- ・県内事業所における男性の育児休業取得事例企業および取得者を取材し、具体的な取得の様子や職場における支援体制が分かる動画を制作すること。
- ・動画内容についてはその都度県と情報を共有すること。

#### (2) 広告配信

- ・制作した上記の動画をターゲットとするユーザーに見てもらうために、広告配信を実施すること。

### 5 業務の内容

#### (1) 動画制作（撮影・編集）

##### ① 内容

- ・動画は「2 目的」を踏まえ、メッセージ性を意識し企画制作するものとする。
- ・県内事業所で男性の育児休業事例のある企業を取材し、仕事風景、育児休業取得促進に向けた取組や福利厚生等を撮影すること。
- ・リポーター等の使用は提案内容の構成や演出等により任意とする。
- ・ナレーション、テロップ等を加えて動画を制作する。
- ・取材先企業の選定は、幅広い企業にとって参考となるよう、特定の業種や規模に限定しないものとする。具体的には、男性育児休業取得率が低い傾向にある業種（建設業等）や、取得が進みにくいとされる小規模事業者など、多様な事例を含め、県と協議の上、決定するものとする。
- ・動画内容についてはその都度県と情報を共有すること。

## ② 仕様

- ・ 1本あたり再生時間3分程度の動画を3本、1本あたり再生時間15秒のショート動画（広告用）3本、計6本（3社分）の制作を想定している。ただし、より高い訴求効果が見込まれる場合は、上記の本数・再生時間に限らず、代替案の提案を可能とする。

## ③制作にあたって

- ・ いずれの動画も、それぞれのライフスタイルや働き方に応じた男性の育児休業が取得できる職場環境を具体的に伝えること。  
（例：働くきっかけや実際に働いてみて感じた魅力（やりがい、働きやすさ）、子育てや介護等に配慮した勤務時間（時短勤務制度を取り入れている等）や福利厚生設備）
- ・ 働いている従業員のワークライフバランスが分かる動画にすること。
- ・ 育児休業取得対象者の抱える悩みや不安解消の手助けとなるよう、育児休業を取得した従業員が感じた「育休を取得してよかったこと（例：配偶者の負担が減った、こどもの成長を身近に感じる事ができた等）」を動画のなかに組み込むこと。
- ・ 取材にあたっては、取材先（企業や出演者等）に事前に事業趣旨の説明を行い、日程調整や出演依頼のうえ、取材許可を得ること。
- ・ 撮影した動画について、取材企業や出演者の秘密事項が入っていないか公開前に取材先と十分確認すること。

## （2）動画の公開・閲覧促進

- ・ 制作した動画は、県公式 YouTube、Facebook、Twitter 等の SNS や県ホームページを活用して発信することを前提とする。
- ・ メインターゲットとなる求職者の YouTube 上での動画閲覧を促進するため、広告費70万円以上で効果的な広告を提案・実施すること。（広告費は委託料に含む）ただし、動画閲覧促進方法については県が最終決定することとし、変更を伴うことがある。
- ・ 広告期間は公開後1ヶ月とすること。
- ・ SNS等に掲載する動画のタイトル・キャッチフレーズ・紹介文等は、本委託業務受託者が作成すること。
- ・ 発信内容や方法についてはその都度県と情報を共有すること。

(動画広告配信における補足説明)

① ターゲットの考え方 (大分県初期仮説)

- ・本業務におけるターゲットの考え方は下記表に示すとおりとする。

地 域	大分県
年 代	概ね20～60歳
興味関心	県内企業の経営者や労務担当者

なお、ターゲット設定について、より効果的なアプローチが見込まれる場合は、上記に限らず提案を可能とする。提案内容は県との協議を経て調整するものとする。

② ターゲットに起こしてもらいたい行動変容

- ・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記表に示すとおりとする。

行動変容	男性の育児休業取得の重要性を理解し、自社で取得しやすい職場環境を整備・周知するとともに、具体的な支援策の導入を積極的に推進してもらうこと
------	--

③ ターゲット見直しの提案

- ・ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて協議するものとする。

(3) 目標の設定

- ・本業務の目的を達成するうえで、目標(目標項目、目標値(仮説))と目標達成状況の把握方法(計測手法等)を具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

(4) 受託者による広告運用計画の作成

- ・「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに県に提出し、説明のうえ、承認を得ること。

6 成果物及び著作権等

(1) 業務完了後、以下の書類等を提出すること。

- ①制作した全ての動画を MP4 形式で記録した電子媒体 (DVD を原則とする。) 1 部
- ②制作した全ての動画を DVD プレーヤーで再生可能な形式で記録した DVD 1 部

### ③動画の公開・閲覧促進の内容、結果が分かる実施報告書 1部

- (2) 本業務により作成し、県に提出した成果物の所有権及び著作権は県に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- (3) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 制作した動画等の利用回数及び期間について、制限を設けないこと。出演者、協力者等の肖像権、及び音楽の著作権等に関わる調整を行い、配信しようとする媒体や県のホームページやYouTube等の媒体で配信することの同意を得るとともに、かかる経費については必要に応じて委託料の範囲内で対応すること。

### 7 その他業務実施上の条件

#### (1) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

#### (2) 業務の再委託

受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により県の承認を得たときはこの限りでない。なお、「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

(3) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

(4) その他、本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議のうえ決定すること。

(5) 広告運用に利用する各媒体の規約、プライバシーポリシーを遵守すること。

(6) 事業実施により取得したデータと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。